

## 平成31年度山形県文化・スポーツによる交流促進事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、県内に拠点をもつる団体が実施する文化又はスポーツによる海外や県外との交流を促進する事業又は県外の文化・スポーツ団体が県内の文化・スポーツ施設・宿泊施設を利用して行う文化・スポーツ合宿及び練習・交流試合、大会を実施する事業を支援することにより、文化・スポーツを通じた交流人口の拡大及び地域活性化、本県の更なる文化・スポーツの振興を図るため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、当該団体に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)文化・スポーツ合宿等 県内の文化施設又はスポーツ施設及び宿泊施設を利用して実施する、県外からの文化又はスポーツ合宿及び練習・交流試合（ただし、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局によりホストタウンに登録された市町村がホストタウン事業の一環として行う合宿、大会等を除く。）
- (2)文化・スポーツ団体 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の児童、生徒又は学生が所属する文化部・文化団体・運動部・運動団体又は、社会人が所属する文化部・文化団体・運動部・運動団体
- (3)宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設（ただし、キャンプ場、バンガロー等は除く。）
- (4)参加者
  - ①文化・スポーツ交流事業の場合  
音楽祭・芸術祭等のイベント、コンサート又は演劇等の公演又はシンポジウム等の出演者、スポーツ大会又はスポーツイベントに出場する選手、スタッフ及び入場者
  - ②文化・スポーツ合宿事業の場合  
合宿等において文化活動又はスポーツを行う者、指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー等）及び保護者（ただし、小学生及び中学生が所属する文化・スポーツ団体のみで文化活動又はスポーツを行う者の人数を超えない範囲内に限る）
- (5)延べ参加者数 宿泊施設に宿泊した参加者の人数に当該宿泊日数を乗じた数
- (6)県内市町村に類する団体 市町村を構成員に含む団体又は市町村からの補助金を受けて文化団体又はスポーツ団体が行う合宿に補助金を支出している団体

### (補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次条各号に定める事業ごとに別表1のとおりとする。

### (補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定める事業とし、補助事業の内容及び補助の範囲はそれぞれ別表2のとおりとする。ただし、補助の範囲のうち平成31年4月1日以降実施する事業に係

る補助対象経費については、交付の対象とする。

- (1) 文化・スポーツ交流事業
- (2) 文化・スポーツ合宿事業

(事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、平成32年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとするときは、規則様式第1号による交付申請書に次に掲げる書類を添え、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。なお、第3号に係る書類は第4条第2号に掲げる事業の場合に限る。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 合宿参加者名簿(様式第3号)(補助事業者が作成した名簿での代用も可能)
- (4) 県内市町村又は県内市町村に類する団体として知事が認める団体から補助を受けることが確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(条件)

第7条 規則第7条第1項第1号イに定める軽微な変更は、補助対象経費の経費区分の20パーセントを超える変更以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号ロに定める軽微な変更は、補助金の交付条件に反しない変更であって、事業目的の達成に支障がないと認められる変更とする。

3 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添え知事に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書(様式第1号)
- (2) 変更収支予算書(様式第2号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(状況報告)

第8条 事業者は、事業の遂行及び収支について、知事から要求のあった場合は、速やかに規則第12条に定めるところにより、知事に状況報告書を提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した事業遂行状況報告書(様式第6号)を知事に提出し指示を受けなければならない。

(補助金実績報告書)

第11条 補助対象事業が完了したときは、規則様式第2号による実績報告書に次に掲げる書類を添え、補助対象事業完了後30日を経過する日又は平成32年4月30日

のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。なお、第3号に係る書類は第4条第2号に掲げる事業の場合に限る。

- (1) 事業報告書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 合宿参加者名簿（様式第3号）（補助事業者が作成した名簿での代用も可能）
- (4) 補助対象経費の支払いが完了したことが確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

（概算払）

第12条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（帳簿等の保存期間）

第13条 規則第21条に定める帳簿等の保存期間は、事業終了の年度の翌年度から5年間とする。

別表 1

補助事業名	補助事業者
文化・スポーツ交流事業	山形県内に拠点をもつる団体（市町村、市町村が主宰する実行委員会、平成29年度又は30年度に「山形県文化・スポーツによる交流促進事業費補助金」の交付を受けた団体を除く。）
文化・スポーツ合宿事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外の文化・スポーツ団体（平成30年度に「山形県スポーツ大会・合宿等誘致推進事業費補助金」の交付を受けた団体を除く。）</li> <li>・ 文化・スポーツ団体に相当する海外の団体を招聘して、文化・スポーツ合宿等を主催する県内外の文化・スポーツ団体</li> </ul>

別表 2

補助事業名	補助事業内容	補助の範囲		
		補助対象経費	補助金の額	補助上限額
文化・スポーツ交流事業	<p>次の全てに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山形県内で開催される音楽祭・芸術祭等のイベントやコンサート、演劇等の公演、スポーツ大会、スポーツイベント、シンポジウム等の文化又はスポーツを通じた交流事業であること。</li> <li>・ 参加者の数は100名以上であり、そのうち海外又は県外からの参加者は50名以上であること。</li> <li>・ 新規事業であること。</li> <li>・ 次年度以降も交流を継続すること。</li> <li>・ 文化事業については「beyond2020プログラム」の認証を取得し、加えて、県民に対して東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの周知を図る取組を行うこと。</li> <li>・ 県内市町村（県内市町村に類する団体として知事が認める団体を含む。）から本補助金と同額以上の補助金の交付を受けるものであること。</li> <li>・ 山形県から本補助金以</li> </ul>	別表に掲げる経費	補助対象経費の総額の2分の1以内の額又は事業費総額から自己収入額（入場料、協賛金、他自治体からの補助金、参加者負担金等）を控除した金額のうちいずれか低い額	30万円

	<p>外の補助金の交付を受けていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。</li> </ul>			
文化・スポーツ合宿事業	<p>文化・スポーツ合宿及び練習・交流試合、大会で次の全てに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の文化・スポーツ施設を利用し、県内の宿泊施設に宿泊して実施するものであること。</li> <li>・合宿等期間中に1回以上、県内の団体又は地域住民と交流を図るものであること。</li> <li>・宿泊日数が連続3日以上であること。</li> <li>・延べ参加者数が50人泊以上であること。</li> <li>・県内市町村（県内市町村に類する団体として知事が認める団体を含む。）から本補助金と同額以上の補助金の交付を受けるものであること。</li> <li>・山形県から本補助金以外の補助金の交付を受けていないこと。</li> <li>・宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。</li> </ul>	補助事業者が収支管理を行う当該補助対象事業に要する経費	延べ参加者数に1,000円（海外の文化・スポーツ団体においては3,000円）を乗じた額	20万円 （海外の文化・スポーツ団体においては60万円）

[別 表] 補助対象経費

経費区分	費 目	内 訳
出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレペティ料、調律料、楽器借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣裳等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料等
舞台運営費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
大会・イベント運営費	参加費	選手等参加報酬、指導者報酬等
	運営費	競技役員経費、審判費用等
	演出費	演出料、音響費、照明費、会場装飾費等
会場設営費	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費等
	設備用具費	器具使用料、器具借料、運搬調整費等
賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。
	旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金等
雑役務費・消耗品費等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、移動用車両借上料、傷害保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、郵送料
	会議費	会議費
委託費	委託費	委託費
その他事業実施のために必要と認められる経費		

○補助対象とならない経費

事務職員給与、事務所維持費、航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）、ビザ取得経費、交際費、接待費、手土産代、レセプション・パーティーに係る経費、打ち上げ費、飲食に係る経費（食材費も含む。ただし、海外・県外からの参加者と県民との交流を主目的としたパーティーの軽食代、会議の際提供するお茶代、参加選手・競技役員等に係る補食や水分補給に係る経費は可。）、施設整備費、備品（5万円以上）等購入費等